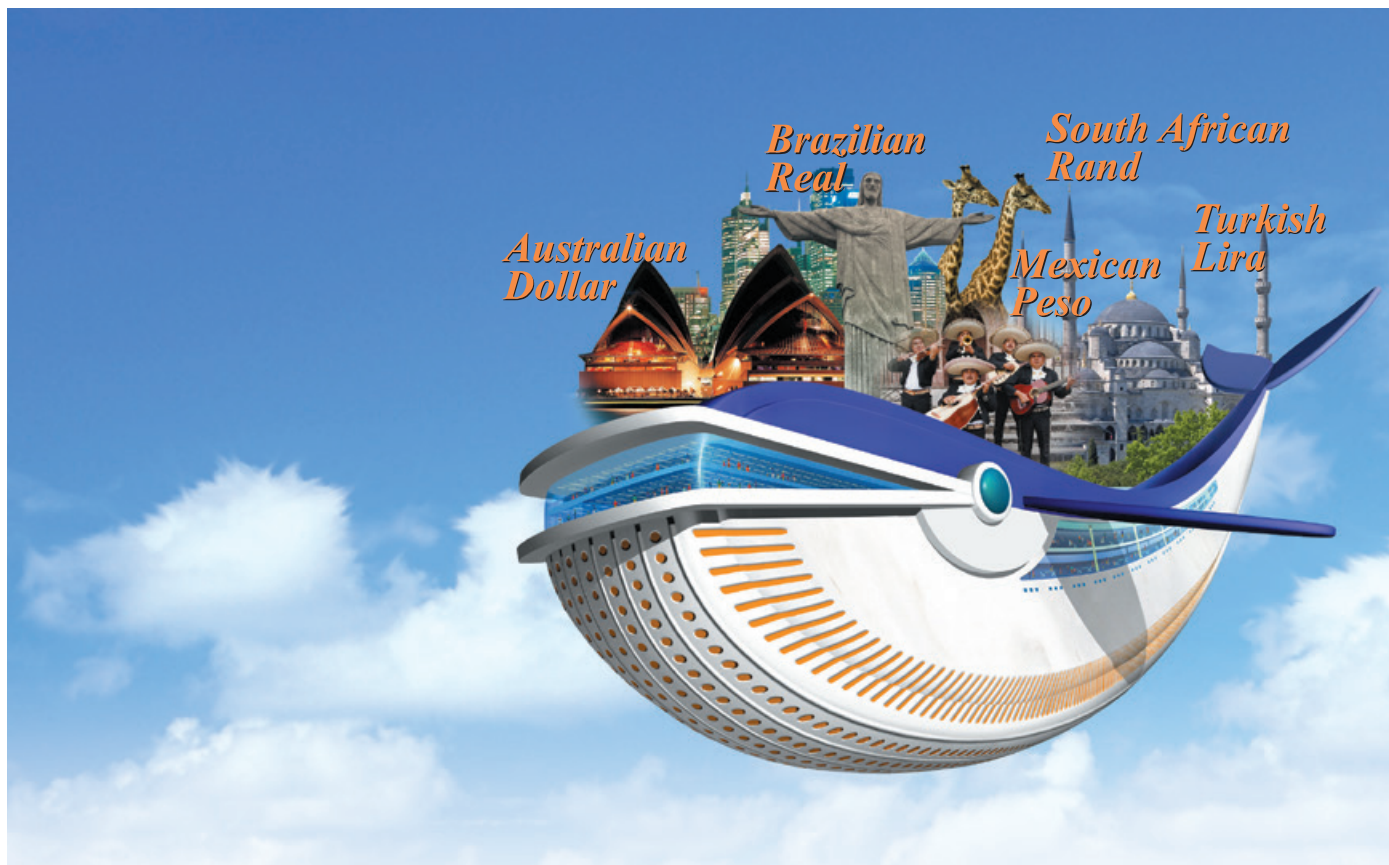


高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:24,794億円

(資本金・運用純資産総額は2026年5月29日現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> 野村信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月21日に関東財務局長に提出しており、2026年8月22日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)、 エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ(URL:<https://www.imaj.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

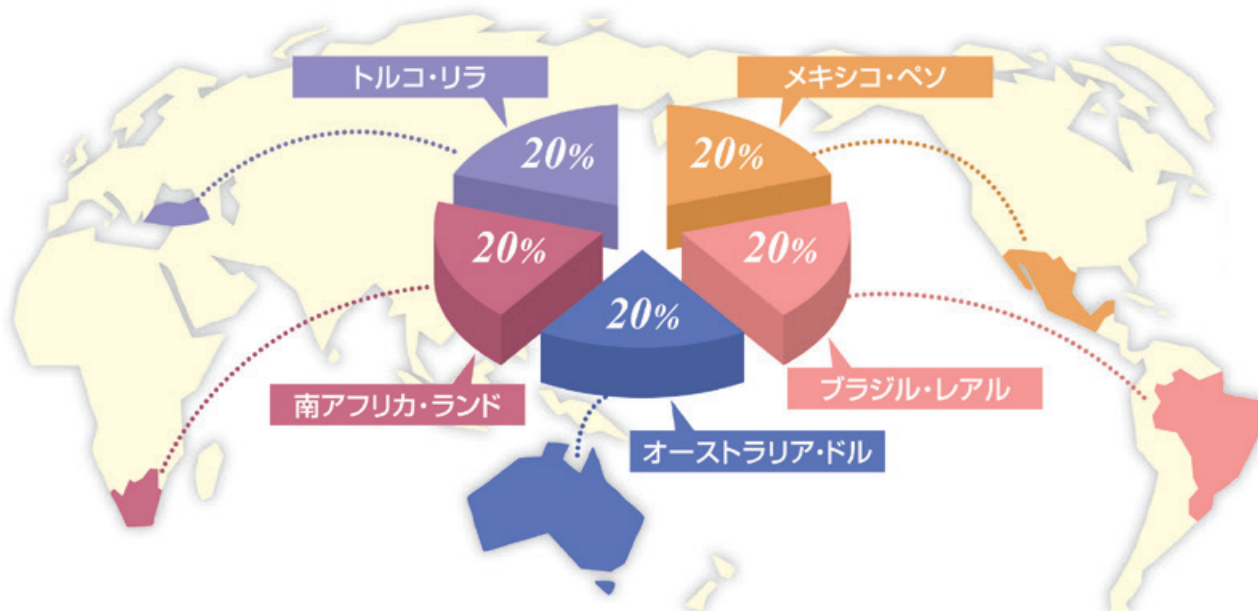
■ ファンドの目的

- 世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

高金利通貨建国際機関債等へ分散投資します。

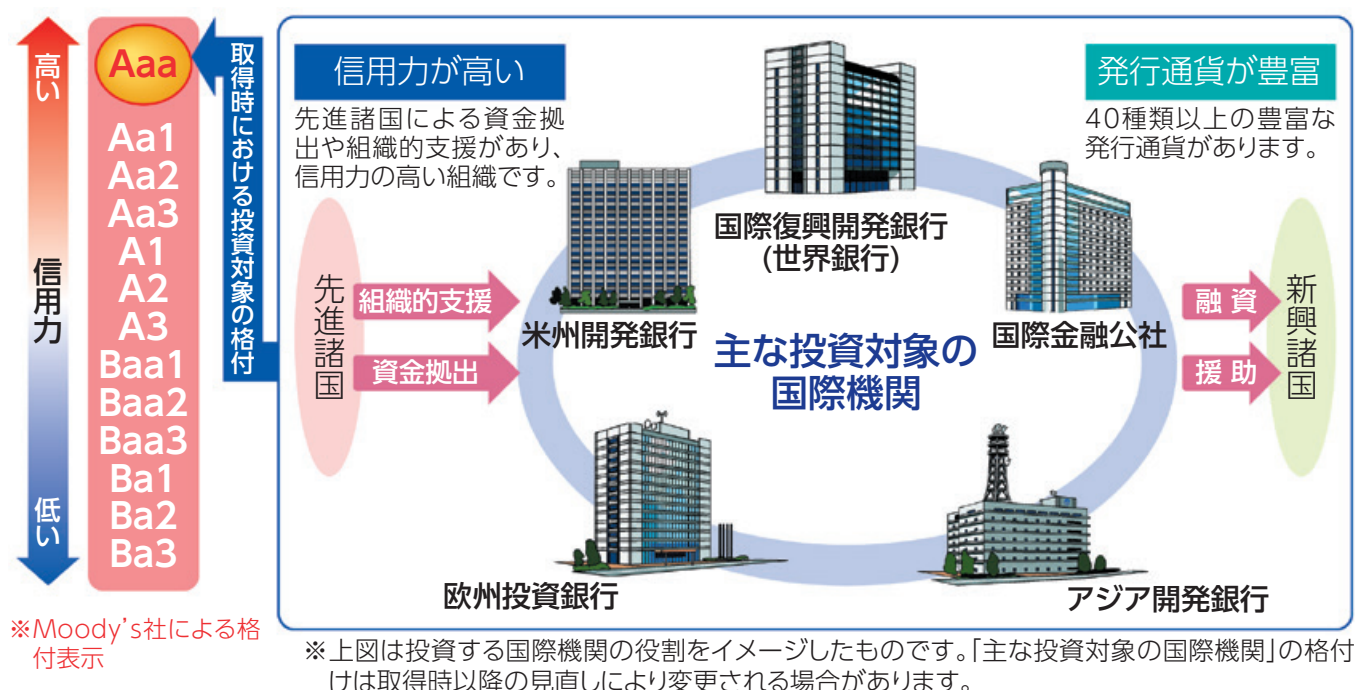
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、相対的に金利が高い通貨建債券への投資を行います。
- 主として、世界の5大陸通貨(ブラジル・レアル(南アメリカ)、メキシコ・ペソ(北アメリカ)、トルコ・リラ(ユーラシア)、南アフリカ・ランド(アフリカ)、オーストラリア・ドル(オーストラリア))に均等に通貨分散を行います。



信用力の高い国際機関債へ投資します。

- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りします。

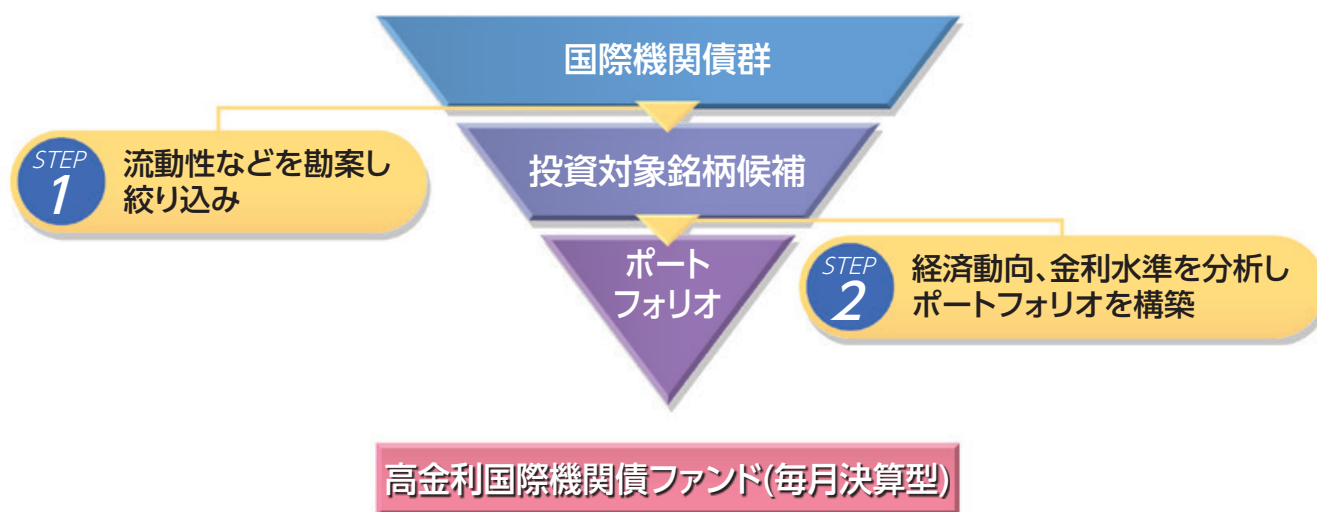
※ 格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付けは随時見直され、格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。



※ Moody's社では、Aaaを最高の格付として、Aa、A、Baa、Ba (以下略) という順にランク付けしています。また同じ格付のカテゴリーでも、Moody's社の1、2、3はそれぞれ上位、中位、下位に位置することを指します。

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドを通じて投資する4通貨（ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド）の外貨建資産について、カントリーリスク・市場リスク等が増大する場合には、豪ドル建資産を増やすことや円建の国債等に投資する場合があります。さらに、豪ドル債マザーファンドを通じて投資する豪ドル建ソブリン債等について、前記リスク等が増大する場合には、円建の国債等に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

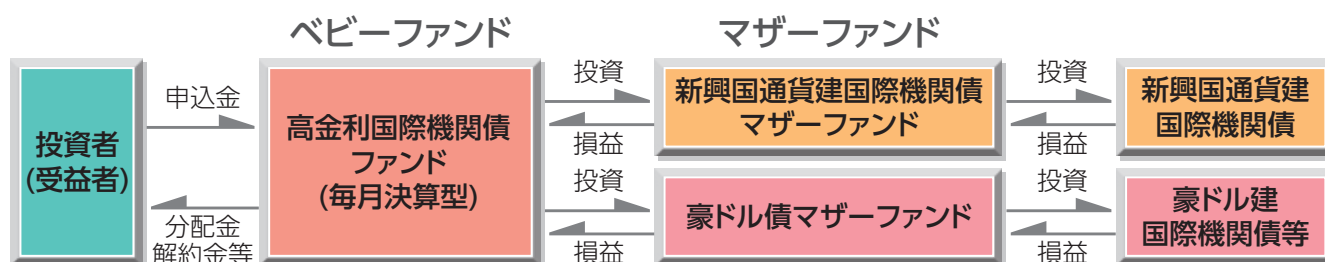
ポートフォリオ構築プロセス



※上記ポートフォリオ構築・運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デリバティブの使用	・有価証券先物取引等は資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するために行います。 ・スワップ取引は、資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために行います。

■ 分配方針

毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

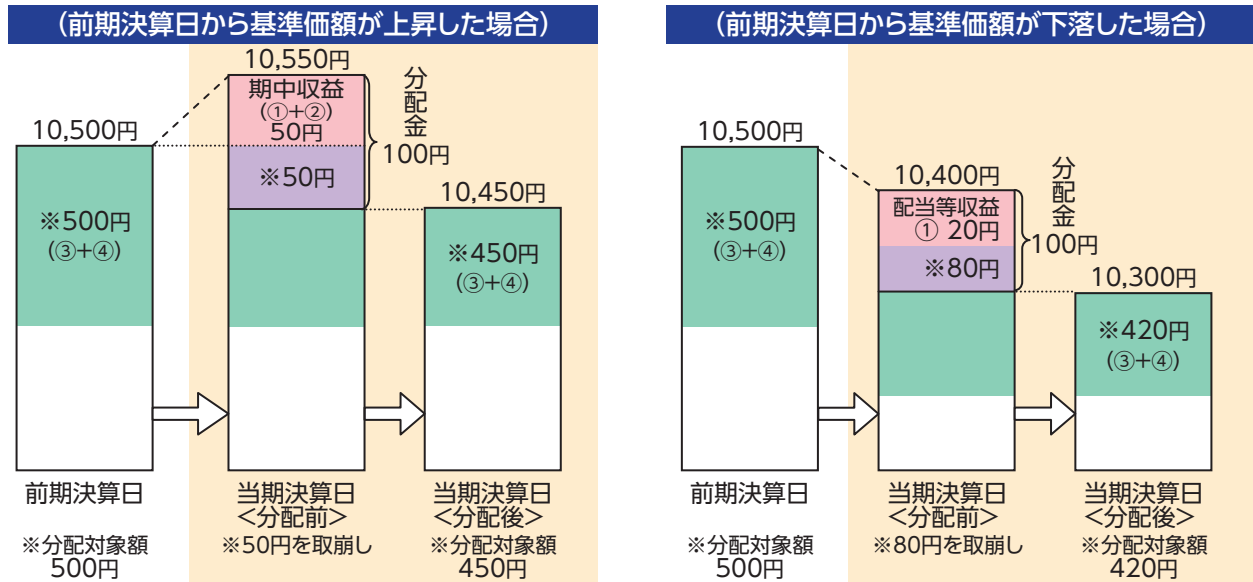
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

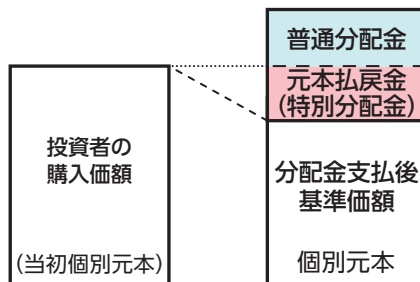


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

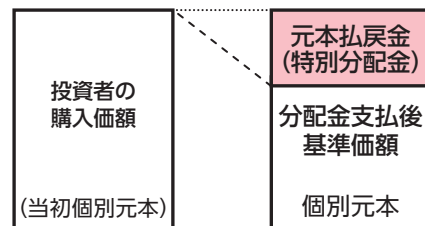
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※ 元本払戻金 (特別分配金) は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は **非課税扱い** となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

債券価格変動 リ ス ク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

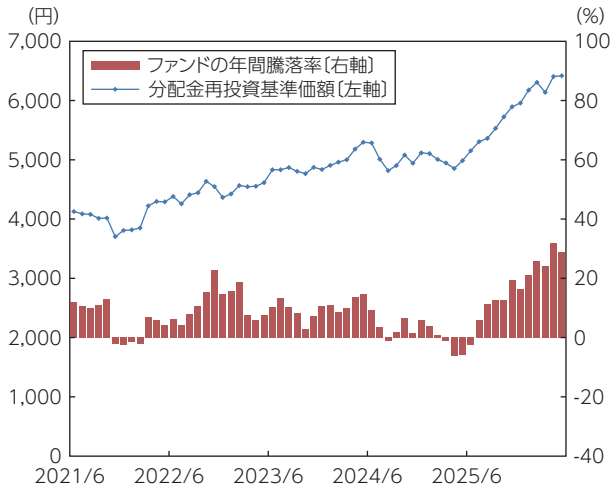
<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

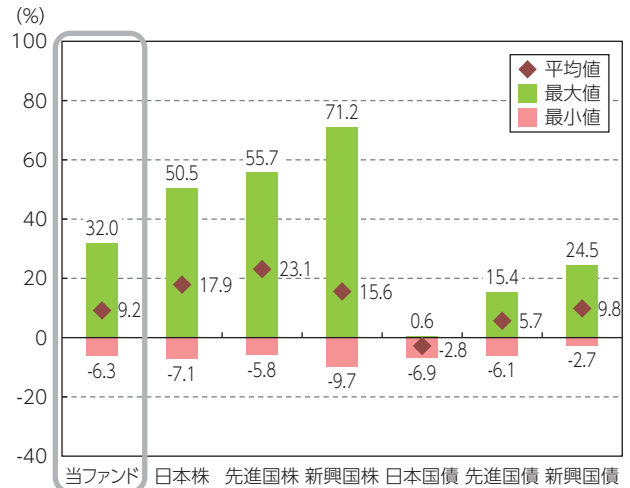


※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2021年6月～2026年5月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

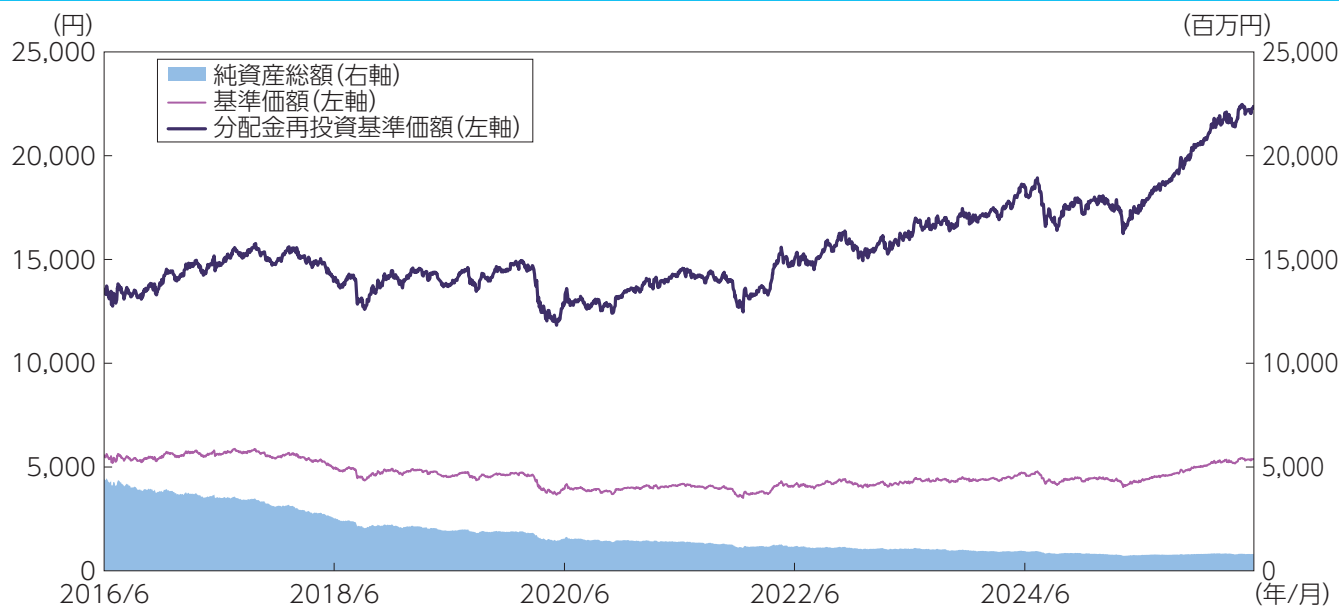
最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2026年5月29日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

基準価額	5,393円	純資産総額	813百万円
------	--------	-------	--------

分配の推移

分配金の推移	
2026年5月	10円
2026年4月	10円
2026年3月	10円
2026年2月	10円
2026年1月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	10,805円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
新興国通貨建国際機関債マザーファンド	76.94
豪ドル債マザーファンド	18.71
その他の資産(負債控除後)	4.35
合計(純資産総額)	100.00

※投資比率は対純資産総額比

組入上位10銘柄(新興国通貨建国際機関債マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国／地域	種類	投資比率(%)
1	INT BK RECON&DEV 0%	0	2027年3月13日	国際機関	特殊債券	20.07
2	INTL FIN CORP 11.5%	11.5	2030年1月16日	国際機関	特殊債券	13.34
3	COUNCIL OF EUROP 28%	28	2027年3月22日	国際機関	特殊債券	10.52
4	EUROPEAN INVT BK 7.25%	7.25	2030年1月23日	国際機関	特殊債券	10.41
5	INT BK RECON&DEV 0%	0	2028年12月29日	国際機関	特殊債券	8.59
6	INT BK RECON&DEV 5.75%	5.75	2028年1月14日	国際機関	特殊債券	6.39
7	INT BK RECON&DEV 9.5%	9.5	2029年2月9日	国際機関	特殊債券	4.78
8	EURO BK RECON&DV 0%	0	2027年4月12日	国際機関	特殊債券	4.74
9	INT BK RECON&DEV 7.07%	7.07	2029年6月26日	国際機関	特殊債券	4.31
10	INT BK RECON&DEV 8.25%	8.25	2026年12月21日	国際機関	特殊債券	3.90

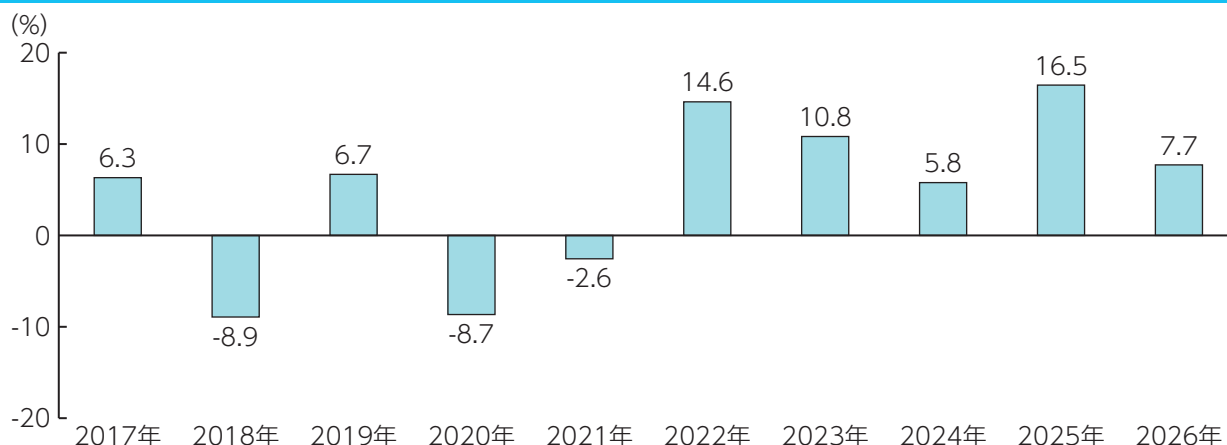
※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

組入銘柄(豪ドル債マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国／地域	種類	投資比率(%)
1	ASIAN DEV BANK 3.4%	3.4	2027年9月10日	国際機関	特殊債券	37.57
2	INTERAMER DEV BK 3.15%	3.15	2029年6月26日	国際機関	特殊債券	30.78
3	INT BK RECON&DEV 4.4%	4.4	2028年1月13日	国際機関	特殊債券	27.55

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2026年は5月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。
購入の申込期間	2026年8月22日から2027年2月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2008年12月10日設定)
繰 上 償 還	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。 お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、 NISAの対象外 です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。										
信託財産留保額	ありません。										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信 託 報 酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.21%(税抜1.1%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 <内訳>										
	<table><tr><th>配分</th><th>料率(年率)</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.55% (税抜0.5%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.605%(税抜0.55%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.055%(税抜0.05%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>1.21%(税抜1.1%)</td></tr></table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.55% (税抜0.5%)	販売会社	0.605%(税抜0.55%)	受託会社	0.055%(税抜0.05%)	合計	1.21%(税抜1.1%)
	配分	料率(年率)									
	委託会社	0.55% (税抜0.5%)									
	販売会社	0.605%(税抜0.55%)									
	受託会社	0.055%(税抜0.05%)									
	合計	1.21%(税抜1.1%)									
	<内容>										
	<table><tr><th>支払い先</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr><tr><td>合計</td><td>運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td></tr></table>	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	支払い先	役務の内容									
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価										
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価										
合計	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率										
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。										

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2026年5月29日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

2026年5月29日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.25%	1.21%	0.04%

※対象期間は2025年5月27日～2025年11月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

明治安田アセットマネジメント